届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．［略］

［１～４　略］

５　役員の氏名等

［表略］

（記載上の注意）

１　法第89条第11項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第89条第11項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［２～４　略］

６　［略］

７　役員の兼職状況

［表略］

（記載上の注意）

１　法第89条第11項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第89条第11項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［２～４　略］

８　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

［表略］

（記載上の注意）

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第170条の２の29第２項第２号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

９　［略］

10　加入金庫関係業者等の状況

⑴　金庫関係業者

［表略］

⑵　金庫関係業者以外の加入者

［表略］

（記載上の注意）

［略］

11　紛争解決等業務の状況

⑴　苦情処理手続の実施状況

ア　［略］

イ　苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

［表略］

届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．［同左］

［１～４　同左］

５　役員の氏名等

［同左］

（記載上の注意）

１　法第89条第７項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第89条第７項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［２～４　同左］

６　［同左］

７　役員の兼職状況

［同左］

（記載上の注意）

１　法第89条第７項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第89条第７項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［２～４　同左］

８　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

［同左］

（記載上の注意）

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第170条の２の10第２項第２号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

９　［同左］

10　加入金庫等の状況

⑴　信用金庫

［同左］

⑵　信用金庫以外の加入者

［同左］

（記載上の注意）

［同左］

11　紛争解決等業務の状況

⑴　苦情処理手続の実施状況

ア　［同左］

イ　苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

［同左］